

平成 24 年 6 月 29 日

第 4 回健康づくり推進協議会・議事録

全国健康保険協会福島支部

1. 開催日時

平成 24 年 6 月 28 日（木） 13 時 30 分～15 時 30 分

2. 開催場所

ユニックスビル 8 階 第 1 会議室

3. 出席委員（敬称略）

福島 哲仁 議長（公立大学法人 福島県立医科大学 医学部 衛生学 予防医学講座 教授）

宮田 良子（福島県 県北保健福祉事務所 健康福祉部主幹）

二瓶 重信（株式会社 二嘉組 代表取締役）

菅野 美佳（株式会社 三本杉ジオテック 総務課 課長代理）

成瀬 瞳（株式会社 福島製作所 総務部）

オブザーバー（支部保健指導顧問医師）

各務 竹康（公立大学法人 福島県立医科大学 医学部 衛生学 予防医学講座 助手）

4. 議題

- (1) 平成 23 年度事業報告および平成 24 年度事業進捗状況報告について
- (2) 中長期的な保健事業の将来像について
- (3) その他

5. 支部長挨拶

現在の保健事業は、特定健診・特定保健指導・その他の保健事業と 3 本の柱で事業を進めている。特に特定健診および特定保健指導は国策であり、医療保険者へのインセンティブとして課せられる参酌標準達成に向けて支部としても注力してきた。加入者の健康増進および医療費適正化のため今後の保健事業を推進するうえでの委員の忌憚のない意見をお聞かせいただきたい。

6. 福島議長ご挨拶

健診が行事化するのではなく、個々人が結果をもって健康管理や生活習慣の改善に活用できるよう推進することが重要である。第 4 回協議会では、支部の設定した目標に対して活発な意見、提言をいただきたい。

7. 議事

- (1) 平成 23 年度事業報告および平成 24 年度事業進捗状況報告について

委員：その他の保健指導の対象者に制限があるのか。

事務局：ご希望により対応させていただくこととなるが、すべてをお引き受けできない場合がある。

委員：震災による被害を受けた加入者数や事業停止中の適用事業所数は把握しているか。

事務局：震災前と比較して、支部の加入者は 63 万人であったが 61 万人へ減少、事業所は 500 程度減少している。

委員：平成 24 年度の生活習慣病予防健診実施目標数が、平成 22 年度と同数になっている根拠はなにか。

事務局：平成 23 年度には震災の影響を多く受け、対前年度比減となったため、平成 22 年度の目標値を「リベンジ」に掲げた。

委員：実現可能であるのか。

委員：避難者数などを考えれば、厳しいと思うが、目標とすることは良いことと思われる。

事務局：大幅な変更をせざるを得なくなることもある。しかし、努力が必要であるが可能な範囲と考えている。

委員：労働安全衛生法に基づく定期健診（以下「定期健診」という）の結果データは数量把握や取得方法はどのようになっているか。

事務局：生活習慣病予防健診の実施率が約 5 割であるため残りの約 5 割は定期健診を実施している可能性が高いと考える。取得方法は事業所がデータを作成し直接提供する方法と医療機関を通じて提供する方法があり、提供することに同意のうえ事業所が選択することとなっている。

委員：県としても、地域職域連携協議会を設置し健診の受診率を向上させるためのチラシを作成し商工会を通じて配付することとした。

委員：定期健診の報告義務のある事業所以外へのアプローチが必要なのではないか。

事務局：労働基準監督署へ協力要請を行ったところである。

(2) 中長期的な保健事業の将来像について

委員：数値化されると目標が設定しやすくなり、個人の健康意識も高まるのではないかと。

委員：事業所においても目標シートは健康啓発等に使用しやすい。健診結果受領直後に保健指導等の対応があれば個人も生活習慣の改善に対して前向きになると思う。事業所としては、リスク保有者を減少させたいため、保健指導を受けられる回数や人数の可能な範囲を事前に打ち合わせができることを希望する。

事務局：ご希望にお応えできるよう努力したい。

委員：年代を区切る必要があるのか。個人によっては 30 歳代よりリスクがあり、将来的に保健指導の対象となる可能性のある者をケアすることも重要なのではないかと。健診結果をもとに指導対象者を選定することも考えてほしい。

委員：目標設定については、良いことである。しかし、実現が可能であるのか。実行は平成 24 年度からであるのか。

事務局：平成 24 年度中に具体的な計画を策定したい。

委員：30 歳代へのアプローチ方法が課題となるが、事業所に健康意識の重要性を周知することは必要である。事業所としてでき得る具体的な方策案はあるか。

委員：掲示物により周知することはできる。

委員：事業所において、従業員と健診結果等をもとに具体的な健康指導等を実施するには担当と従業員とのコミュニケーションが重要になる。

委員：保健指導を受け、事業所のリスク保有者の数や割合のデータをいただき社内のパソコンで従業員へ公開し健康啓発として活用しているところである。

事務局：事業所のリスク保有率データは個人特定される危険があるため一定程度の規模の事業所へ保健指導の際に配布しているものである。

事務局：委員より事前にいただいたご提案を事務局から報告させていただき、委員のご意見を伺いたい。

(内容)

健康啓発や健康事業の実施の有無、実施内容について事業所調査を行い、医療費の差を検証する

(目的)

健康啓発や健康事業の取り組みの成果として、従業員の医療費の減少が一つの目安となるのではないか。これにより得たデータを広報や事業に活用することで保健事業に対する理解促進と重要性を周知するきっかけとする。

委員：積極的に取り組みを行っていない事業所の把握が困難である。回答率が問題になってくる。

委員：行政等では良い取り組みを実施している事業所への認定制度がある。事業所としてのさらなる目標となりうるのではないか。

委員：優良事業所へインセンティブを与えることを検討してみてもどうか。

議長によるまとめ

- 目標や指標の設定は良いが、健診や保健指導を提供していない 30 歳代への対策方法をどのようにするのかは検討が必要であり、掲示物やチラシ配布など具体的な方法で事業所に対する働きかけをすること。
- 健診結果の変化を注視し、今後リスクを保有する恐れのある加入者個人々々への健康意識啓発活動や情報提供を実施すること。
- 必ずしも年齢でリスクを保有するわけではないため、リスクを保有していない者に対してもきめ細やかな対応をすること。
- 健康づくりに対して積極的な事業所への評価基準を決めインセンティブを与える方法を将来的に検討すること。

委員の皆さまより、まとめに対するご同意をいただきました。

(3) その他

事務局より提案はなかった。

以上